

次代へつなぐ^{もり}森林再生事業（皆伐タイプ）

佐賀県（重点課題②）

目的

間伐しても良好な成長が見込めない荒廃森林において、森林所有者による皆伐を行い、健全な森林に再生させる。

現状

荒廃森林の中には、間伐をしても良好な成長が見込めないことから、皆伐し再生林をしなければ、健全な森林の誘導が困難な森林がある。

再生林により荒廃森林を再生



事業内容

荒廃森林を皆伐し、造林事業を活用した再生林、下刈りに対して、嵩上げを行う。

再生林 対策

補助率90%
(造林補助:68%+税嵩上げ22%)
※造林補助の査定係数が170の場合
補助対象
・スギ、ヒノキ等の再生林

下刈 対策

補助率100%
(造林補助:68%+税嵩上げ32%)
補助対象
・再生林対策植栽地の下刈

事業要件

○次の要件をすべて満たす森林の皆伐後に行う再生林、下刈

(1) 皆伐対象森林の要件

- ①スギ又はヒノキの私有林
- ②林齢35～55年生
- ③間伐しても良好な成長が見込めない森林

(2) 下刈の要件

当事業で嵩上げを行った再生林地の下刈